巻頭言

気象予報士が防災・減災のため にできること

一般社団法人 日本気象予報士会 会長 大 西 晴 夫

「気象予報士」という国家資格が制定されて23年になる。それ以来,原則として毎年2回の試験が行われ,平均合格率5.6%という難関試験を突破して2017年10月1日現在で9,856名が気象予報士として登録されている。気象予報士制度が創設された背景には,「規制緩和」,「民間活力活用」との国家戦略があり,それまで民間企業の関わりが限定的であった天気予報の分野を広く民間にも開放し,気象ビジネス市場を拡大・活性化させることも目的の一つとして気象業務法が改正された。ただし,気象情報には台風・大雨・強風といった防災がらみの情報も含まれることから,無制限に開放した場合には社会に混乱を引き起こすおそれがあるとして,種々の観測データや,気象庁から提供されるスーパーコンピュータなどを用いて算出された数値予報資料などの高度な予測データを適切に理解・活用できる力量を担保するものとして気象予報士資格が創設された。民間・公共機関を問わず,気象に関する予報を業務として行う場合には,気象予報士に行わせなければならないことも気象業務法で規定されている。

テレビに出てくる「お天気お姉さん」などの気象キャスターは、気象予報士を子供でも知っている知名度の高い資格にすることに大いに貢献しているが、気象庁が発表した天気予報をそのまま解説するだけであれば気象予報士の資格は不必要である。気象庁から予報業務許可を取得している民間気象会社などは、今年7月現在で約70事業者となっている。ここでの気象予報士の仕事は、放送に必要な気象情報を提供したり、放送原稿を作成したりすることも含まれるが、顧客の要望に応じてきめ細かな予想や予測資料の提供・助言を行うことや、様々な分野での防災・減災システムの設計・稼働、太陽光・風力発電設備の設置適地の選定などの環境アセスメントを行うことなどが重要な業務である。先にも述べたように、気象予報士の数は約1万人となってきたが、気象予報士の資格を職業として活かせる場は、残念ながら多くない。気象予報士制度は社会に定着したものではあるが、曲がり角にも立たされている。このような状況の中で、昨年あたりから気象予報士を巡る新

たな動きが出始めている。

本号でも特集されているように、今年は諫早豪雨(1957年7月)から60年の節目の年にあたる。諫早豪雨の後も、ほとんど毎年のように日本のどこかで大雨災害が起きている。最近5年間の大雨災害に限っても、災害の程度が特に顕著であったとして気象庁が命名を行ったものには、2012年7月九州北部豪雨(熊本県阿蘇市、福岡県八女市などで大雨)、2014年8月豪雨(全国、特に高知県で大雨)、2015年9月関東・東北豪雨(栃木県などで大雨、茨城県常総市で鬼怒川決壊)、2017年7月九州北部豪雨(福岡県朝倉市、大分県日田市などで大雨、詳細は本号参照)と枚挙に暇がない。

このように豪雨災害が多発する中で、気象庁は警報基準の見直しや発表区域の細分化、災害危険度を地図上のメッシュ情報として一般にも提供するなどの様々な防災情報の改善を行ってきているが、実際に地域住民の避難行動に責任を持つのは各市町村であり、防災情報の改善が地域住民の安全確保に必ずしも役立っていないとの指摘もされている(交通政策審議会気象分科会提言:2015)。このような指摘も受け、昨年の6月~9月の大雨発生の可能性が高い期間に、気象庁が予算措置を取り、気象予報士を災害特性などで選定された全国6か所の地方自治体に常駐派遣する「モデル事業」が行われた(図1参照)。

派遣された気象予報士は、日常的には地域防災計画の見直しなどの防災上の改善点の検討を行うとともに、各自治体職員のみならず、地域の様々な団体に対する防災啓発活動を行った。また、災害の危険度が高まった状況下では、派遣先自治体の防災活動、特に避難勧告や避難指示の発令・解除の権限を持つ首長が決断するための助言を行った。

派遣が終了した時点での各自治体に対するアンケート結果では、気象予報士が自治体に常駐することで、「平常時における職員のスキルアップに繋がり、気象台の情報の理解が深まった」、「非常時における災害対策本部での気象予報士による的確・丁寧な解説で、避難勧告の時期やレベル判断の振幅を小さくできた」、「防災対応の現場に信頼感の持てる気



気象予報士等を活用した地方自治体における気象情報活用支援モデル 事業

図1 気象庁が2016年度(平成28年度)に行ったモデル事業

象予報士がいて避難準備情報の発令(特に解除)を、自信をもって素早くできた」などの 回答がよせられた。なお、このモデル事業の実施に際しては、関係する専門家や関係省庁 の意見や助言を聴取するための検討委員会(座長:牛山素行静岡大学教授)が平行して開 催され、小職も委員として参加した。

先にも紹介したように、気象予報士の資格は、気象庁が行っていないような時間的・空間的にきめ細かな天気予測プロダクトの作成や、各種の気象データを活用して顧客のニーズにマッチした新たな予測商品の開発を行うことなどを想定したもので、気象警報・注意報の発表などの防災に関わる事項は気象庁が専管事項として従来通りに行うということであった。しかしながら、昨年度に気象庁が行った自治体支援のための「モデル事業」の例にもみられるように、気象予報士が防災面でも力を発揮することが求められるようになってきていると感じる。とはいえ、市町村の危機管理室や災害対策本部で自治体職員に対して指導的な働きをするには、ただ、気象予報士の資格を有しているというだけでは不十分で、それなりの現場経験や関係法令などの基礎的理解が求められる。「即戦力」となる気象予報士のシステマティックな育成が必要であろう。

災害の軽減のためには、非常時の対応だけでなく、平常時から、いや平常時にこそ、地域住民・自治体職員の災害に対する心構えを高めておくことが大切である。日本気象予報士会では、気象庁からの依頼を受け、各地の地方気象台に代わって学校や諸団体への「出前講座」を実施してきており、今後はこれに限らず、より広範なグループを対象とした防災知識・心構えの向上活動に力を入れていく方針である。全国の気象予報士がそれぞれの地域に根差したこれらの活動に参加し、ひいては、そのことが日本の防災力の向上に繋がることを願う。図2には日本気象予報士会のブッロクと支部の構成を示す。ご関心を持たれたときには、これらの日本気象予報士会本部か支部にご連絡をいただきたい。



図2 日本気象予報士会のブロック及び支部構成